

家庭規則制定諮問委員会議事録

1 日時

平成31年1月21日（月）午後1時30分から午後2時10分

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者（敬称略，五十音順）

（委員）

今崎幸彦，小野瀬厚，加藤祐司，小出邦夫，菰田優，高田裕成，高橋宏志，
手嶋あさみ，藤原道子，水野有子，村田斉志

（幹事）

植村直樹，宇田川公輔，小田真治，工藤眞仁，佐藤千裕，澤村智子，高橋
直人，武内大徳，堂藺幹一郎，中込一洋，成田晋司，三木浩一，山田文，山本和
彦

4 諮問事項

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）の
施行に伴う家事事件手続規則の一部を改正する規則の制定について

5 配布資料

（事前配布資料）

資料1 家庭規則制定諮問委員会諮問事項

資料2 家事事件手続規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案

資料3 家事事件手続規則改正概要

資料 4 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 72 号）

資料 5 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律 新旧対照条文

資料 6 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の概要

資料 7 最高裁判所規則制定諮問委員会規則

資料 8 家庭規則制定諮問委員会委員等名簿

（席上配布資料）

- 1 席図
- 2 進行予定表
- 3 家庭規則制定諮問委員会委員等名簿（平成 31 年 1 月 15 日現在）
- 4 参考条文

6 議事録

【手嶋委員】 家庭局長の手嶋でございます。ちょうど定刻となりましたので、これから家庭規則制定諮問委員会を開会させていただきたいと存じます。まず、委員幹事の先生方におかれましては、ご多用の中、お寒い中、お運びいただきまして誠にありがとうございます。

審議に先立ちまして、この場で初めて顔を合わせられた方もおいでかと存じますので、まずは、氏名等、簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。今崎委員から、小野瀬委員というように時計の反対回りの順で、委員及び幹事を含めてお願いします。なお、お席に座られたままで結構でございます。

（各自 自己紹介）

ありがとうございました。

それでは進めてまいりたいと存じますが、初めに、当諮問委員会の委員長の互選についてお諮りしたいと存じます。

委員長には、議長として議事進行をお願いすることになりますが、現在、この家

庭規則制定諮問委員会の委員長は空席になっております。最高裁判所規則制定諮問委員会規則第5条第1項によりますと、「各委員会の委員長は、各委員会の委員が、互選する。」こととされております。したがって、この席でまず委員長をお決めいただきたいと存じます。

事務方を務める委員として提案させていただきますと、平成28年7月6日に開催された家庭規則制定諮問委員会（少年審判規則の改正）で委員長を務められた高橋宏志委員に委員長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。ご賛同いただいたということで、それでは、高橋委員に委員長をお願いしたいと思います。高橋委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

【高橋委員長】 高橋でございます。力不足ではございますが、ご推挙いただきましたので、委員長の職を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、本委員会への諮問事項は、お手元の資料1にありますとおり「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）の施行に伴う家事事件手続規則の一部を改正する規則の制定について」ということでございます。具体的な内容については、事務局で作成しました要綱案等にまとめられておりますので、これを基にしてご審議をお願いしたいと思います。審議の進め方は、お手元の進行予定表に従い、担当の委員、幹事から説明を聴取した上で、皆様のご意見をお伺いし、最大で午後3時半頃までを予定したいと思います。

審議に入らせていただくにあたり、まず、事務局の宇田川幹事から、本日の配布資料と議事録の取扱いについて説明をお願いします。

【宇田川幹事】 本委員会の配布資料についてご説明いたします。

配布資料は、本委員会の開催通知とともに各委員に事前配布いたしましたファイル「家庭規則制定諮問委員会配布資料」と、本日、席上に配布しております「席図」、「進行予定表」、「委員等名簿」、「参考条文」がございます。

それでは、事前配布しております資料について、概要を説明いたします。

1枚目が、配布資料の目録となっております。

2枚目以降が資料となります。資料1は、本委員会に対する諮問事項でございます。その趣旨につきましては、後ほど委員の手嶋から説明をさせていただきます。資料2の「家事事件手続規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案」は、事務局において作成した、改正が考えられる事項について整理した要綱案でございます。資料3は、要綱案にお示しした改正が考えられる事項について、その改正理由及び内容の概要を説明したものでございます。これらの内容等につきましては、後ほど説明させていただきます。

続きまして、資料4は、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の改め文、資料5は、この法律の新旧対照条文、資料6は、この法律の主な改正事項の概要でございます。必要に応じてご参照いただければと存じます。

資料7は、家庭規則制定諮問委員会についての根拠を定める、最高裁判所規則制定諮問委員会規則でございます。資料8は、本委員会の委員、幹事等の名簿でございます。事前配布後に、幹事のご異動がありましたので、本日、差し替え版を席上に配布しております。

次に、本委員会の審議内容について作成する議事録の取扱いについてお諮りしたいと思います。最近の最高裁判所規則制定諮問委員会におきましては、近時の情報公開の流れを踏まえまして、発言者名を明記した上で議事録を作成し、これを何らかの形で公表する、例えば、これまでは最高裁判所のウェブサイトに掲載しておりますが、そういった形で公表することとしております。

本委員会の議事録におきましても同様の取扱いにしたいと考えておりますが、この点についてご意見を頂戴したいと思います。

【高橋委員長】 ただいまの宇田川幹事から説明のありました議事録の取扱いについてですが、何かご意見はございませんでしょうか。

特にご意見もないとお見受けしましたが、最近、発言者名を明記し、かつ公表するということのようにございますが、本委員会もそれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。続きまして、諮問の趣旨について、事務局の手嶋委員から説明をお願いします。

【手嶋委員】 本委員会における諮問の趣旨について、ご説明いたします。

今回の諮問事項は、資料1にございますとおり、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）の施行に伴う家事事件手続規則の一部を改正する規則の制定について」というものでございます。

この法律は、昨年7月に成立し、公布され、施行日は主要な部分が本年の7月1日から、配偶者居住権に関する部分が平成32年4月1日からと定められております。

最高裁判所としましては、この改正法の施行にあたり、家事事件手続規則の改正による対応が必要な部分があると判断をいたしまして、規則改正の準備を進めてまいりました。規則改正を要する主な事項としましては、①遺産の分割の審判の申立書の記載事項の追加、②特別の寄与に関する審判事件の創設に伴う改正、の2点であると考えておりますが、その必要性があるか否か、必要性があるとして規則の内容はどうあるべきかといった点について、本委員会にお諮りするものでございます。

家事事件手続規則は最高裁判所規則でございますので、その改正は、最終的には最高裁判所の裁判官会議の議決によるわけでございますが、最高裁判所は、規則を制定するに際し、最高裁判所規則制定諮問委員会に対して必要な事項を諮問することができるとされております。今回の規則の制定につきましても、その趣旨に鑑みまして、最高裁判所の裁判官会議において、本委員会にお諮りすることとなったものでございます。

諮問事項の具体的な内容は、配布資料、具体的には資料2でございますが、事務局が作成いたしました要綱案に記載しているとおりでございます。本日は、この要綱案を基にご審議をお願いしたいと考えております。

なお、今後の改正プロセスについて簡単に触れさせていただきますと、本委員会

におけるご議論を踏まえまして、事務局において規則案について更に検討を加えた上で、最高裁判所の裁判官会議で審議及び決定を行うこととなります。

本改正の施行時期につきましては、改正法の関係部分の施行日である本年の7月1日に合わせる予定を考えております。

諮問の趣旨等につきましては、以上でございます。

本日はご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【高橋委員長】 それでは、家事事件手続規則の改正案の審議に入ることにいたします。

最初に、要綱案の内容について、事務局の宇田川幹事から説明をお願いします。

【宇田川幹事】 それでは、要綱案の内容についてご説明いたします。

お手元の配布資料の資料6をご覧ください。改正法の概要としては、大きくここに記載されておりますとおり6つの項目が挙げられますが、このうち、規則改正による対応を要する事項は、資料6のアンダーラインを引いた項目です。具体的には、第2の遺産分割等に関する見直しのうちの2（2）の遺産分割前の共同相続人による単独での預貯金債権に対する権利行使、同じく3の一部分割の明文化、また、第6の特別の寄与の制度の創設に係る部分です。

改正事項につきましては資料2の要綱案に整理してありまして、続いて資料3でその改正理由及び内容の概要についてまとめておりますので、これらに基づいて説明させていただきます。また、本日、この資料3の3ページ以下の参考条文を改めてまとめました「参考条文」を席上に配布しておりますので、こちらも合わせてご参照いただきながらお聞きいただければと思います。

では、まず資料3をご覧ください。規則改正の内容としては、遺産分割、とりわけ遺産の一部分割に関するものと、特別の寄与の制度に関するものとの大きく2つに分けることができますが、まず、遺産分割に関するものとして、資料3の「第1遺産の分割の審判に関する改正」に記載のとおり、遺産の分割の審判の申立書の記載事項等を定める規則102条1項を改正し、申立書の記載事項を追加することが

考えられます。

まず、規則102条1項の第3号の一部分割に関する記載事項についてですが、改正法に遺産の一部分割に関する明文規定（民法907条1項及び2項）が新たに設けられ、一部分割が行われた場合、後に行われるその余の遺産の分割に影響を及ぼす可能性がありますので、家庭裁判所において、できる限り早期に、先行する一部分割について把握することが円滑な遺産分割審判の審理に資すると考えられます。そこで、遺産分割審判の申立書に、申立ての前の遺産の一部分割の有無及びこれがあるときはその内容の記載を求めることとしています。

次に、規則102条1項の第4号の遺産の分割前の預貯金債権の行使に関する記載事項についてでございます。共同相続人による遺産分割前の預貯金債権の行使が行われた場合、改正後の民法909条の2後段は、当該権利行使された預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部分割によりこれを取得したものとみなすこととされています。そのため、このような権利行使がされた後に遺産の分割の審判を行う場合には、この権利行使を考慮する必要性が生じますので、円滑な審理を図る観点から、この権利行使の有無及び内容についても同様に審判申立書の記載事項とすることとしています。

続いて、「特別の寄与に関する処分の審判・調停に関する改正」についてご説明いたします。資料3の第2をご覧ください。今回の法律改正では、民法1050条が新設され、相続人以外の親族が被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした場合には、その親族が相続人に対して特別寄与料の支払を請求することができるとする新たな実体法上の権利が創設されました。そして、この特別寄与料の支払については、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者が家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができることとされ、家事事件手続法上、新たな別表第二審判事件が設けられました。これに伴い、家事調停事件も事件類型が一つ増えることとなります。

そこで、今ご説明した新たな審判事件の円滑な審理を可能とするため、特別の寄与に関する処分の審判の申立書の記載事項を定めることが必要になります。

審判の申立書の具体的な記載事項としては、まず、特別の寄与に関する審判を行うに当たり、特別寄与料の主要な要件に当たる事実（民法1050条3項）を早期に把握することが必要と考えられるため、これに該当する事実の記載を求めることとしています。具体的には、寄与分を定める処分の審判申立書の記載事項について定める規則102条2項1号と同様の趣旨の「特別の寄与の時期、方法及び程度その他の特別の寄与の実情」という記載を求めることとしています。

また、特別の寄与に関する処分の審判の申立てについては、民法1050条2項ただし書に規定されておりますが、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6箇月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときはすることができないとされております。この前者の期間制限の起算点を把握するため、「相続の開始及び相続人を知った年月日」を申立書の記載事項とすることとしています。

なお、このような条文を置く位置につきましては、改正後の家事事件手続法において、第18節の2として「特別の寄与に関する審判事件」が新たに設けられていることと平仄を合わせる形で、規則におきましても「特別の寄与に関する審判事件」として「第16節の2」を設け、その中に116条の2を設けることとしています。

次に、特別の寄与に関する調停事件も新しく設けられたことから、調停事件の申立書について、審判の申立書の記載事項についての規定を準用する規定を設けることとしています。

具体的には、調停の申立書の記載事項を定める規則127条を一部改正し、特別の寄与に関する処分の審判の申立書の記載事項を定める規定（新設する116条の2）を準用する旨の規定を設けることとしています。

最後に、家事事件手続法200条3項が新設されたことに伴い、改正前の200条3項が改正後に200条4項になることに伴う形式的な改正が必要となります。

家事事件手続規則改正の要綱案についての説明は、以上でございます。

【高橋委員長】 それでは、規則改正に関する質疑を行うことといたします。要綱案についてご質問、ご意見がおありの方は、どうぞご発言をお願いします。

【加藤委員】 規則の要綱案の102条について伺いたいと思います。念頭に置いているのは、一部分割についての質問です。一部分割の申立てをするときに、102条の本文にある遺産目録、これはどの範囲の遺産を記載した遺産目録を添付することになるのでしょうか。

【宇田川幹事】 それでは、私の方からお答えいたします。

まず、遺産の一部分割の申立てがされた場合には、分割を求める対象となる財産について、申立書の記載事項として記載していただく必要があると思います。また、遺産の一部分割については、民法907条2項ただし書において、「遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその一部の分割については、この限りでない。」と規定されており、遺産全体についても考慮しなければいけないと考えられますので、遺産目録にはその全部の遺産についての記載が必要になると考えております。

【加藤委員】 ありがとうございます。この102条の本文には「遺産の目録」と書いてあるだけで、一部分割の場合についてもその全部とかそういう記載は特に無いのですが、そのあたりは、最高裁としては、特に、申立人において記載が不十分になりがちであるとか、そういうことはご心配されていないのでしょうか。

【宇田川幹事】 ご指摘いただき、ありがとうございます。運用におきましては、申立人にこれらの事項を記載していただく必要がございますので、最高裁判所としても、遺産分割の申立書の記載事項について申立書の様式を作成するとともに、そこに何を書くべきかということを確認に説明するようにしたいと考えております。

【加藤委員】 ありがとうございます。今のと関連しまして、規則の申立書の記載事項についてのところで、「申立ての趣旨」と書いてあるのですが、そこでも、書き方はいろいろあるんでしょうけども、一部分割の申立てであるという旨を申立書

の中で分かるように記載する，というご趣旨と理解してよろしいでしょうか。

【宇田川幹事】 ご指摘いただいたとおりです。一部分割を求める場合というのは，全部分割を求める場合と申立ての趣旨が変わってくると考えておりますので，何が分割の対象となるのかという点については，申立ての趣旨として明確に記載していただくことを考えております。

【加藤委員】 ありがとうございます。その点についても，規則の条文の中で明らかにするということではなくて，運用によってまかなっていく，という理解でよろしいでしょうか。

【宇田川幹事】 委員からご指摘がありましたとおり，家事事件手続規則37条に，「申立書には，申立ての趣旨及び申立ての理由を記載する」と定められておりました，その申立ての趣旨として記載されるべき事項が先ほどの一部分割の対象範囲になると考えておりますので，改めて規則で定める必要はないのではないかと考えております。ただ，運用において，書き漏れなどがなく，対象財産を明確化していただけるよう，申立書式などを整備することとして対応したいと考えております。

【加藤委員】 ありがとうございます。以上でございます。

【藤原委員】 特別の寄与について質問させていただいてもよろしいでしょうか。寄与分の場合は，遺産分割の調停・審判の手続に併合されますが，この特別の寄与の場合は，独立した手続と理解しておりますけれども，場合によっては，申立てのときに遺産分割の調停や審判の事件が係属しているかもしれませんが，そのことをもし特別の寄与の申立人が把握している場合の，その把握の仕方，例えば自己申告なり，調査なり，質問とかはされないのでしょうか。遺産分割の手続と関わってくると思うのですが，そのあたりをお聞きしたいと思います。

【宇田川幹事】 この点につきましては，法律上，特別の寄与の審判事件と遺産分割の審判事件というのは，全く別個のものとして整理されているということですので，具体的に申立人の方に遺産分割事件について調査していただくというようなことは必要ではないのではないかと考えております。また，そういった事情

については、特に申立人側の方が事情を把握しているというものでもないと捉えておりました、そのように整理しております。

【藤原委員】 訴訟提起した場合に、裁判所からの訴訟進行に関する問い合わせの中で、当事者間で別件訴訟などがありますかと聞かれることがあるのですが、そういったものは、実務的に、運用において、されないということでしょうか。

【宇田川幹事】 現時点における検討としては、特に具体的なところは考えていないところでございますが、各庁においてそういった書式等について検討しているところと認識しております。各庁において、審理の必要性ですとか、審理の円滑化という観点を含めて検討されるものと認識しております。

【藤原委員】 ありがとうございます。

【中込幹事】 特別の寄与の関係ですが、規則116条の2の1号の表現につきまして、「特別の寄与の時期」とあり、また最後の方でも「特別の寄与の実情」となっております、結論としてはこれでよろしいかとは思っているのですが、念のため説明をお伺いしておきたいと思っております。それは寄与分との関係なんですが、寄与分も民法904条の2の条文の中で、主体は違いますけれど「特別の寄与」という言葉が使われている訳ですけども、家事事件手続規則102条2項1号の中では「寄与の時期」ということで、民法の条文では「特別の寄与」となっているけれども規則の中では「特別の」という文言を入れていない関係になっていますよね。そういう角度から見ると、今回の特別の寄与の条文についても、1号においては「特別の」を取ってしまうことも一つありうるのかなと思ったりもします。ただやはり条文がそもそも「寄与分」というのと「特別の寄与」ということで、条文全体の成り立ちの中で「特別の」という言葉の意味、重みが違うというか、そういうことからすると、ご提案いただいた内容の方が合理性があるかなと思ったりしております、そのあたり、どのような考えでご提案されたのかということをお伺いしたいと思えます。

【宇田川幹事】 ご指摘のとおり民法上の寄与分の規定にも「特別の寄与」という

記載があるところではございますけれど、今回、116条の2の1号で「特別の寄与」という用語を用いましたのは、家事事件手続法上の文言にならって、「特別の寄与」という文言を使用させていただいたというものでございます。

【中込幹事】 ありがとうございます。納得いたしました。

【高橋委員長】 ほかにご質問、ご意見はいかがでしょうか。

少し早いかもしれませんが、ほかにご質問、ご意見はないという雰囲気でございますので、とりまとめの方に入らせていただいてもよろしいでしょうか。

これまでの審議の中で、要綱案の大筋についてはご賛同いただいたと理解しております。最後に、何か一言、おっしゃりたいという方はございますか。

(質問・意見等なし)

それでは、この要綱案に基づいて規則の制定を進めるということで、ご異議ないと理解してよろしいでしょうか。また、改正規則の条文の技術的修正については、本日のご意見を踏まえて事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、この要綱案にご賛同いただいたものと認めます。

この後の流れでございますが、最高裁判所としては、この審議の結果を十分に考慮した上で、改めて規則案を作成しまして、裁判官会議においてその議決を経て、規則を改正することになろうと思います。

それでは、閉会にあたり、最後に、事務局の手嶋委員から一言お願いします。

【手嶋委員】 本日は、熱心にご審議をいただき、誠にありがとうございました。事務局を代表し、委員及び幹事の皆様のご協力に対して心より感謝を申し上げます。

事務局といたしましては、本委員会の議論を踏まえまして、改めて規則案を検討し、裁判官会議の議決を経て改正規則の早期制定を図るとともに、適切な運用が構築されるよう工夫して参りたいと考えております。

委員及び幹事の皆様からは、今後も、家事事件手続のより一層の適正化のために、引き続き、ご指導、ご助言を頂けると幸いに存じます。

最後になりましたが、高橋委員長におかれましては、円滑な審議にご尽力をいただきました。心より厚くお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

【高橋委員長】 それでは、本日の委員会はこれで閉会することといたします。熱心にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。